

行政書士ほっかいどう

1998.9. NO.228

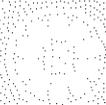


釧路・幣舞橋と彫刻

目 次

平成10年度新入会員研修会報告.....2
・行政書士新入会員研修会に参加して(札幌支部 成田真利子).....5
・新入会員研修会に参加して(札幌支部 品川 義治).....5
・全道新入会員研修会に2度目の参加(函館支部 吉田壽美子).....6
業務資料 一般酒類小売業免許申請.....7
申請取次行政書士に関する取扱いの見直しについて.....9
9月1日から国土利用計画法の届出制度が変わります.....10
「インターネット一元受付」に関する研修会(十勝支部).....11
パソコン研修会開く(苫小牧支部).....13

建設業相談員制度の風景.....14
・ホットインタビュー.....14
お知らせ 10月は「労働保険適用促進月間」です.....15
在留資格等の相談会を実施します(北海道在留手続協議会).....16
在留手続業務研修会開催のご案内(北海道在留手続協議会).....16
適正に使用していますね(総務部)・情報コーナー(留萌支庁).....17
本会の主要行事・支部のうごき.....18
補助者届(総務部).....19
表紙のことは・ごせい去・編集後記.....20



平成10年度 新入会員研修会報告

平成10年度の新入会員研修が、札幌の北農健保会館で開催されました。

2日間にわたる密度の濃い内容は受講生の方々が今後の業務内容をどのように決めていくか迷うほどの多岐にわたるものでした。

研修後のアンケートにも業務内容の多様性に驚く方が多かったのですが、幅広く業務開拓ができるビジネスチャンスが与えられている事に開眼されたのではないのでしょうか。

研修内容をかいつまんでご紹介しますと、初日第1講は、本会副会長である佐藤隆一氏の「電子申請及び建設業許可申請の実務」。

現段階での電子申請への流れを説明。又、今年度より実施された建設業相談員制度への経緯を説明すると同時に実務をテキストをもとに解説されました。

業務深耕のためにも「建設業経理事務士2級以上をとって欲しい。経理に携わり、会社と関わることで収入への道は広がるはず。」との激励の言葉を頂きました。

第2講は、監察部長の 深貝 亨氏の「業務獲得戦略」。

どのように業務を獲得するかの前にはまず、人としてどうあるべきかなのか。行政書士という資格の前に個人としての資質を問う、という内容から始まり、さらに、法を司る士業としてあるべき姿という人的要素について熱く語られました。

そして、資料をもとに運輸、とくに車両の登録の説明も頂きました。

第3講には、本会会長である佐藤良雄氏の「品位保持と事務所経営」。

御自身が行政書士を開業された時の経験談や、どのようにして業務を獲得していくかまでの非常に興味深い話をなされ、その中で、強調されたことはやはり人間的な魅力ということで仕事の仕上がりは皆殆ど同じであることは当たり前で最終的な決定権は人的要素なのであるということでありました。

最後に、「ネットワークを大切に、様々な研修を積んでいって下さい」との励ましの言葉もありました。

第4講は予定を変更してNTT北海道法人営業本部より池田雅彦氏が講師として参会。短時間ではあったが、実際にパソコンを使い、インターネットから電子申請をどのように行っていくかをデモンストレーションしました。電子申請という時代の最先端の動向にどう係って行くのか、行政書士の21世紀像に結びつく講義であったように思えました。

第5講は札幌支部会員 住友秀紀氏の「開業から4年を経て」という体験発表。



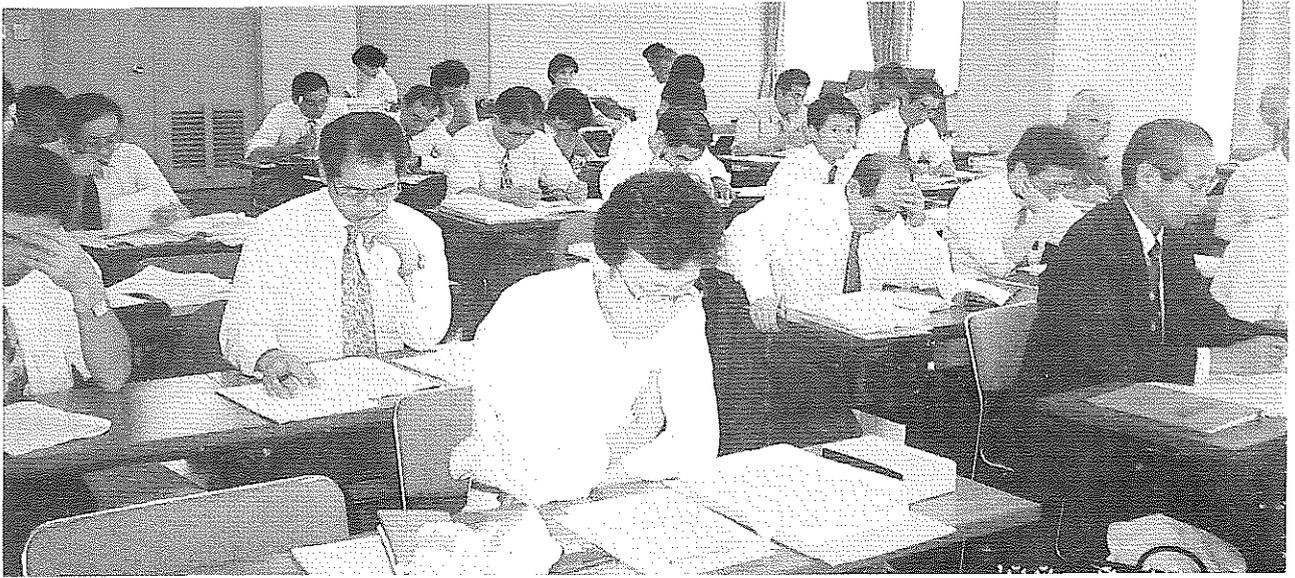
会長あいさつ



講師の佐藤副会長



講師・役員の皆さん



熱心に聞きいる受講者

人とのつながりの大切さを痛感したということや失敗談も含めた話をされ、失敗はつきものであるから、失敗を恐れずに様々な仕事にトライして下さいとの貴重な体験談でした。

次に、座談会があり、業務研修部長の池田高明氏が座長となり、各役員の紹介に続き、新入会員の様々な質問に答えながら諸先輩である役員の方々と活発な意見交流を行いました。

以上の日程が全て終了したのは19時。参加した会員の方々も非常に熱心に聞き入り、又講師の方々も熱の入った講義で、長時間にわたる研修会の第1日目を終えました。

最後に会長より、「最初は誰でも失敗をするが、いかに速やかにフォローするかがとても大切でこれにはやはり日頃の人間関係がとても大切である。今日の研修会を礎としてこの後の懇親会でも少しでも多くの名刺交換を。」と呼びかけ、和やかに懇親会が行われま



終了後の懇親会

した。



日が変わり、2日目は、業務部の鎌田節子氏の「相続」からスタートしました。

相続の要点を民法の話を中心に、御自身の貴重な業務のご経験を開示され、又、書式をもって詳細な説明をされ、個々の特殊なケースにも配慮されてお話をされた。

高齢化社会の到達と権利意識の向上で相続業務は重要な社会的要請を受ける業務となるであろう事から各会員は研鑽を積んで信頼のおける専門家を目指して欲しいとお言葉を頂きました。

2講目は、本会副会長である佐々木英壽氏の産業廃棄物収集運搬業許可とその周辺業務についてのお話があり、建設業との関連性や処理施設の分類について各々の要点をふまえての講義をされた。

3講目は業務研修部長の池田高明氏の会社の設立・変更についての注意点を類似商号との関連からお話があり、続いて総務部長の板垣俊夫氏より特定非営利活動法人の設立について法に沿った説明が行なわれました。

持ち時間を超える各講師の熱意ある講義であったため、予定の時間も延びましたが、最終講義終了後、佐藤良雄会長から2日間にわたる研修にねぎらいの言葉を述べられ、盛会のうちに無事終了した。



【アンケート調査について】

年齢別、入会歴、これからの希望業務、研修会の総評、行政書士として現在抱えている課題・問題、研修会に対する感想・意見・要望等を調査しました。

1. 受講者

●総実人数	50人
内 訳	
新入会員	32人
一般会員	4人
役員	14人
●総延人数	85人
内 訳	
8月20日(木)	46人
8月21日(金)	39人

2. 新入会員の受講状況

●対象者(平成7年6月～10年8月入会者)	108人
●受講者	32人
●受講率	29.6%

3. これからの希望業務

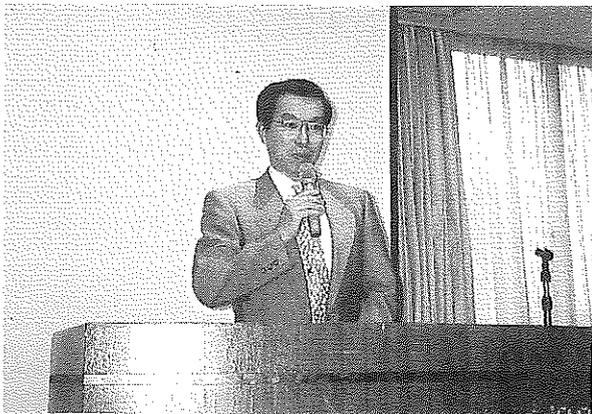
法人設立	6名 (21%)
相 続	3名 (11%)
産業廃棄物	3名 (11%)
建 設	3名 (11%)
自 動 車	3名 (11%)
民 事	2名 (7%)

4. 研修会に対する感想・意見・要望

(複数回答あり)

(1)感想

- 業務の内容が多く大変だ (2名)
- 充実した内容でよかった (2名)
- 多種多様で勉強になった (2名)
- 時代に即応よかった
- 実務が勉強になった



体験発表する住友さん

- 体験談参考になった
- 今後の活動に自信を得た
- スタートに有意義な研修だ
- 研修方法よかった
- 未知の分野でよかった

(2)意見

- 日程に少し無理があった (2名)
- 質問、体験談の時間増が必要

(3)要望

- 具体的方法の研修を希望
- 相続関係は深く掘り下げた説明会の開催を希望
- 開業時の業務処理の実例を取り入れた講義にして欲しい
- 外部講師による一般教養的講義もして欲しい

5. 研修会の総評

大変参考になった	22人 (79%)
参考になった	6人 (21%)
計	28人 (100%)

6. 行政書士として現在抱えている課題・問題は？

28人(複数回答あり)

顧客の獲得	8名 (29%)
基礎知識修得	4名 (14%)
業務の選択	2名 (7%)
電子化対策	1名 (4%)
事務所経営	1名 (4%)
官公署届出書類業務の士業間	
タライ回しの改正	1名 (4%)
潜在的可能性の現実化	1名 (4%)
営業力、実務力の不足	1名 (4%)
情報機器の整備	1名 (4%)
人脈づくり	1名 (4%)

以上のようなアンケート結果が出ました。

2日間の研修会は終了しましたが、出席された新入会員の方々は、どんな感想、印象を持たれたのでしょうか。

役員の方々等の貴重な意見をいつも胸に、会員皆仲良く頑張って行きたいものです。

2日間の研修、本当にご苦労さまでした。

行政書士新入会員研修会に参加して

札幌支部 成田 眞利子

平成10年度の全道新入会員研修会が、8月20日と21日の2日間行われました。開講式では、佐藤良雄会長から、行財政改革や高度情報化に伴う、行政書士のあり方などについてのお話を伺いました。規制緩和に伴う業界の問題点や、経済の低成長化・グローバルスタンダード化により、アウトソーシングのニーズが今後更に進むであろうことも指摘されました。

第1日目は、「電子申請及び建設業許可申請の実務」・「業務獲得戦略」・「品位保持と事務所経営」・「インターネットによる電子申請のデモ」・「体験発表」・「座談会」、第2日目は、「相続」・「産業廃棄物収集運搬業許可とその周辺業務」・「会社の変更と非営利法人（NPO法）の設立」が研修科目でした。

どの科目も、それぞれの分野における基本的なポイントを、解り易く示していただき、大変貴重な充実した研修でありました。まだ、専門分野を確立できない状態の私にとって、いろいろな意味でもう一度、開業当初の気持ちに立ち返ることのできた時間でした。

激動の時代にあって、私たちも今までの行政書士のスタイルにはなかった変化を求められ、それに応じて順応していかなければならないということも実感しました。国民と行政のきずなとして貢献するために、今後取り組んでゆくべき課題が非常に多い中で、優先的に検討すべきことを自分なりにみつけ、積極的に行動することが重要と思われれます。

しかし、業務知識・提案能力・営業能力などを高めることと同時に、忘れてはならないことは行政書士同士のつながりであり、それは、身近な先輩後輩とのネットワークだけでなく、市内や道内更には全国にもネットワークを広げることが、情報の交流を図る上でも非常に有効です。人間関係を円滑にして、相手の立場に立って考え行動することが重要であり、その点では、インターネットやホームページも必要ではあるが、相手と直に向き合って話をしていくことを忘れてはいけないことも再認識しました。

最後になりましたが、私たち新入会員のために、今回の研修会を開催して下さった北海道行政書士会をはじめ、ご指導くださった多くの先輩行政書士の皆様に、心から感謝申し上げます。ここで得ることができた貴重な経験を、これからの業務に有効に反映させていこうと思います。また、今後私達が、後輩に指導する立場になることがあれば、その時には積極的に係わっていこうと思います。

お客様に感動を与える事が出来る真に役立つ行政書士を目指して、初心を忘れず謙虚に精進していこうと思います。微力ではありますが、北海道行政書士会の更なる発展のために努力していきます。先輩の皆様今後とも、ご指導ご鞭撻の程どうぞ宜しくお願い申し上げます。

新人研修会に参加して

札幌支部 品川 義治

8月20・21日に行われた新人研修会に参加しました。各種許認可申請の話、業務獲得戦略や事務所経営の話など色々な話を聞くことができ、行政書士の職務内容の広さを再認識することができました。

その後懇親会に参加し、諸先生方と名刺交換を行い、研修会の疲れをいやすことができました。最後に新人の自己紹介がありましたが、様々な社会経験を経た人

々が多く、これらの先生方に色々と教えてもらうことも多くなるだろうと思いました。

次の日の朝9時からの研修会は出席者が少し少ないようでしたが、これからもこのような研修会に積極的に参加していきたいと思っています。

全道新入会員研修会に2度目の参加

反省……反省……また反省

函館支部 吉田 壽美子

8月20日の朝7時、昨日までに片付けられなかった業務のいくつかを忘却の彼方へ放出させ、「新鮮な気持ち」を意識して、エンジンキーを差し込み、札幌に向かいました。

5年前、やはり同じ道と同じ目的で走りました。当時は、中島公園近くのホテルアカシヤの新入会員研修会でした。開業して4ヶ月半、友人・知人の間を生まれてはじめての作りたての名刺を配りながら、ご挨拶の〈顔見世興行〉に勤しんでいた最中でした。

開業前に司法書士事務所にて在職していたことから、相続・贈与や会社の設立関係には馴染みがありました。建設業については許可が必要とは知っていたものの、申請書類には機会はないまま。運送業の許可？ 風俗営業の手続き？ それよりも看板を上げた方がいいが、この頼りない私が行政書士として、果たしてやっているのか？ という「業務」以前の疑問を持ったままの参加でした。

5年間の自分の業務遍歴を振り返るに、声を掛けていただくと「すぐ伺い致します！」と走り、関係官庁を訪れては、所謂ヒナ型、手引きをもらって、次にその道に明るい（何と失礼な！）先輩先生の事務所を強制訪問し、ご教授を受けて書類を作成する、という甘えの構造の繰り返しでした。今回「特定非営利活動法人（NPO法）の設立」を担当して下さった板垣総務部長のお言葉に何度も「我々は行政書士なのだから、法律の条文を読むこと。」と仰られるのを聴き、顔を上げることができませんでした。

今、佐藤隆一副会長の「建設業関係」と池田業研部長の「会社変更」を復習戦として、深貝監察部長の「業務獲得戦略」と、6,000枚の年賀状を送るという佐藤良雄会長の「品位保持と事務所経営」を（判断力ある）見込客づくりの戦法として、また、現在の依頼案件である「産業廃棄物収集運搬業許可」への取り組み方のポイントを佐々木副会長から、民法の条文を基礎とした「相続」を鎌田業研部理事から、と素晴らしい研修科目名に誘われるように受講してきましたが、住友先生の新入会時の「ホントに仕事きたらどうしよう」

という今の私にも常にあるその心持ちや失敗談に思わずホッと笑わせてもいただきました。

このたびの講師先生方の一貫したお話しに「好きな行政書士業務をやる」だけでは駄目、個人個人がスタンスを持ち、その人間性や資質を磨いていくことが大切で、また、同じ方向を目指している仲間とのネットワークづくりこそが大切な時代となっていることを強く実感しました。

この5年間、何とか事務所を維持してこられたのは、まさに強制訪問、強引質問などにめげず(?)手のかかるこの新入会員を大きな心で支えて下さった先生方のお陰であることは言うまでもありません。さあ、これからはより深く条文を読み、理解し、また読んで研鑽を重ねて自信をつけ、少しは胸を張れる行政書士となることが、またいつの日か、若い新入会員の方が私の事務所を訪ねてくれたとき、ひとつでも役立つ助言ができたなら、それこそが先輩先生への恩返しになるのだと胸に刻んだところです。

今回の新入会員研修会でいただいた膨大な資料も本当に貴重なものばかりです。しかも無料なんです。資料をいただくためにも、またぜひ参加したいものです。

札幌から戻って、すぐインターネットを開設、仲間の先生方とメールの交換モドキをしたり、ホームページを覗かせていただいていると、年齢を忘れトキメキなものも感じます。ただ、しかし、「ギョ…ギョ…ギョウ…ム」とは？ どう打つんだ？ …gyo…u…mu…か…やれやれと、慣れないローマ字入力に私の人差指はキーボードの上を周遊している今日この頃です。



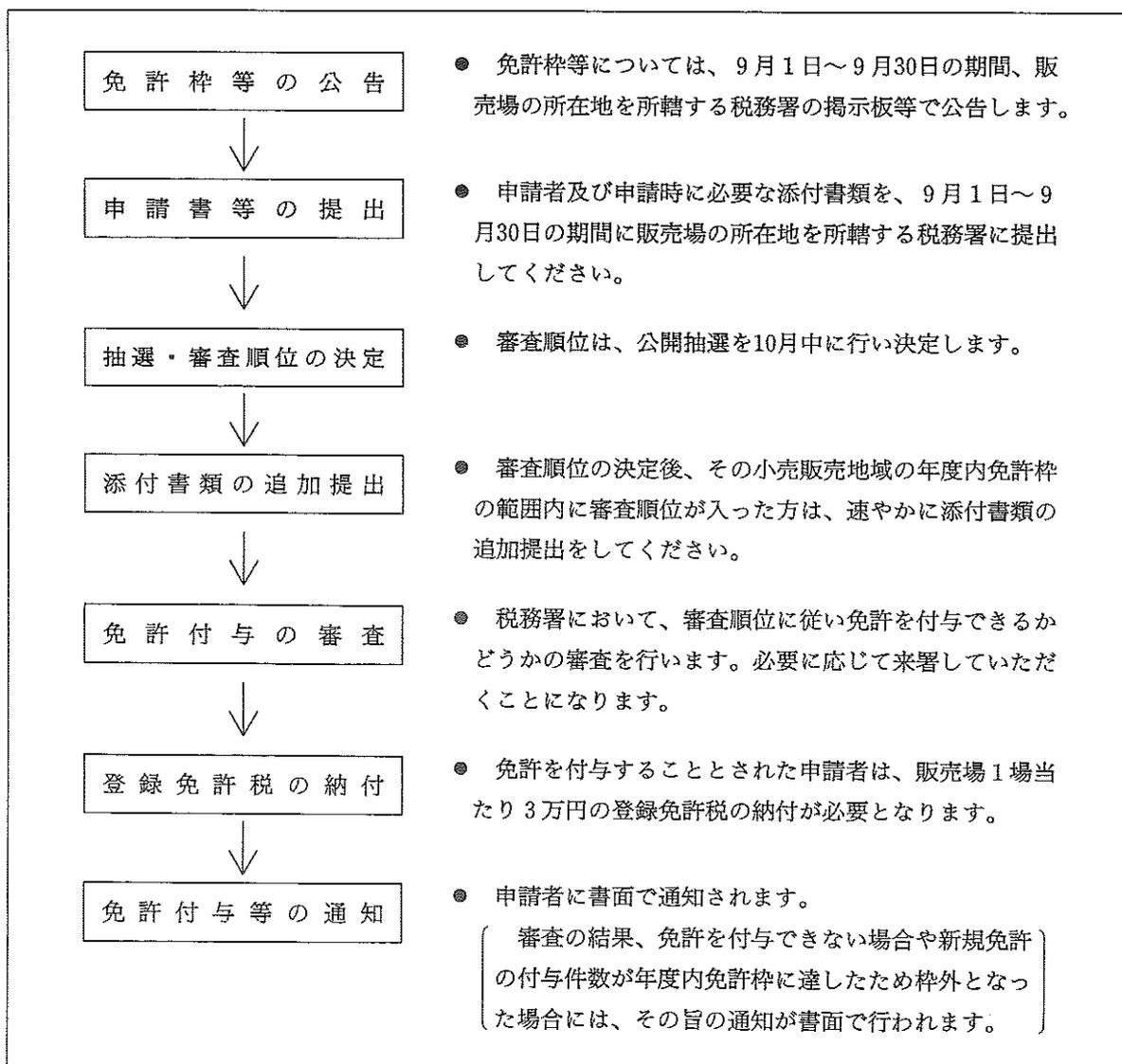
一般酒類小売業免許申請

《意義》 一般酒類小売業免許とは、販売場において、消費者又は酒場、料理店等の営業者に対して酒類を販売することができる酒類販売業免許をいいます。

《免許》 酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその所在地の所轄税務署長の免許を受けなければなりません。

(注) 例えば、本店で酒類販売業免許を受けている場合であっても、支店等で酒類の販売を行う場合には、支店等の所在地の所轄税務署長から新規に免許を受けなければなりません。

【一般酒類小売業免許申請等の手続きの概要】



一般酒類小売業免許申請に関する手引書（申請書及び添付書類の記載例、申請様式が記載されている。）は、各税務署で無料配布しています。

業 務 資 料

(平成10年9月1日適用の免許基準等の主な事項)

● 需給調整要件について

- 【距離基準】 平成12年9月1日から〈廃止〉。
 現行の距離基準 A地域 100m B地域 150m C地域 150m
- 【人口基準】 平成15年9月1日から〈廃止〉。
 それまでの間、段階的緩和を実施。

年度	A地域	B地域	C地域
平成10年度	1,450人	950人	700人
平成11年度	1,400人	900人	650人
平成12年度	1,300人	850人	600人
平成13年度	1,200人	800人	550人
平成14年度	1,100人	750人	500人

※年度内免許枠の確定

- ①人口基準免許枠 ②既存免許場数割合(既存免許場数×2%、上限値5)のうち数値の大きい方を年度内免許枠とする。

【特例免許指定地区の取扱い】 平成10年9月1日から〈廃止〉。

特例免許指定地区 新開地、山間へき地、団地、高層建築物、事務所集中地区及び商業集積地区

【場所的要件】 申請者の営業が、他の営業主体と明確に区別されない場合は、場所的要件を満たさない旨を明記した。

● 人的要件について

- 【販売責任者】 平成10年9月1日から〈新設〉。
- 【販売数量基準】 平成10年9月1日から〈廃止〉。
- 【経営の基礎薄弱】 経営の基礎薄弱に該当する者の例示を〈新設〉。
- 【誓約書の提出】 経営姿勢及び販売体制について、申請者及び販売責任者に誓約書の提出をしようよう〈新設〉。

● 法人成り等、移転及び営業の譲受けの取扱いについて

- 【法人成り等の取扱い】 販売場の面積が著しく増加する場合の取扱いを〈削除〉。
- 【移転の取扱い】 休業場の移転禁止の取扱い及び移転後の販売場の面積が著しく増加する場合の取扱いを〈削除〉。
- 【営業の譲受けの取扱い】
- ① 酒類小売業免許の係る営業の譲受けの取扱いを〈廃止〉。
 - ② 卸売及び小売のできる免許(いわゆる2枚鑑札免許)は、卸売業の実態がある場合にこの取扱いが受けられる。
 - ③ 販売場の面積が著しく増加する場合の取扱いを〈削除〉。

● 抽選・審査順位の決定の取扱いについて

- 【「一般酒類小売業免許申請の手引」の作成】 「手引」により申請要領の周知を行う旨明記した。
- 【申請書の受理】 申請書の受理に当たっては、形式的確認により受理することとし、原則として受理後に補正等を指導する旨を明記した。
- 【合同抽選会の実施】 複数の税務署が合同で抽選を行うことを可能とした。

申請取次行政書士に関する取扱いの見直しについて

平成10年 8月27日
入 国 管 理 局

1 申請取次制度における行政書士の役割等について

申請取次制度は、昭和62年の出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正により導入され、その後の改正により制度の拡充が図られています。

行政書士の方々については、平成元年から法務大臣が申請取次ぎを承認することができることとなりましたが、現在、申請取次ぎを承認されている行政書士（以下「申請取次行政書士」と言います。）は、申請取次ぎを承認されている者全体の半数以上を占めるに至っており、申請取次制度の適正・円滑な運営を確保する上で、行政書士の方々の御理解と御協力は不可欠なものとなっています。

2 申請取次ぎに関する取扱いの見直しについて

申請取次制度は、当局の審査業務の適正・円滑化のためにも積極的な活用が望まれますが、制度導入後10年を経過した昨年の実績を見ても、その利用度が申請全体の1割にも満たないなど、必ずしも十分活用されているとは言えない状況にあり、今後、より多くの方々に同制度を利用していただき、申請者の負担軽減等を推進するため、同制度の一層の拡充を図る必要があります。

こうした観点から、これまでは、申請取次行政書士を「在留審査関係申請取次行政書士」と「入国在留審査関係申請取次行政書士」とに分け、その範囲内で取次ぎを認めてきましたが、今後は、これを一本化し、全ての申請取次行政書士の方々に対し、「入国在留審査申請取次行政書士」に認められていた範囲の取次業務を認めることとしました。また、これまで行っていた効果測定については、今後は行わないこととしました。

3 研修会等への参加の重要性について

出入国管理行政は、国内外の情勢に適切に対応していかなければならないものですから、申請取次行政書士の方々には当局の政策及び諸手続に関しタイムリーな情報を得ていただくことが重要であると考えます。

このような趣旨から、新規の承認及びその更新に係る審査に当たっては、出入国管理行政に関する研修会等への参加により入国在留手続について理解を得られているかを参考にさせていただきます。行政書士の方々には、より積極的に研修会等に参加していただくようお願いします。

9月1日から国土利用計画法の届出制度が変わります

(改正の概要)

平成10年9月1日から、国土利用計画法に基づく届出制度が事前届出制から事後届出制に変更されます。

従来は、大規模な土地取引を行おうとする場合には、契約の締結前に届出が必要でしたが、今後は、契約（予約を含む）の締結後2週間以内に、買主が土地の利用目的及び取引価格等を土地の所在する市役所・町村役場に届出をしてください。

詳しいことは、道庁土地水対策課（電話代011-231-4111 内線23-265）・各支庁振興課あるいは、土地の所在する市役所・町村役場へおたずねください。

※「公有地の拡大の推進に関する法律」については、事前に届出が必要です。

(改正のポイント)

- 届出の必要な土地取引は、従来と同様で、^{*}一定面積以上の土地について、土地に関する権利の移転または設定をする契約（土地売買等の契約）を締結した場合に、届出が必要です。
- 届出者は、従来は、取引の当事者（売買の場合、売主と買主）でしたが、今後は、土地の取得者（買主）のみとなります。
- 届出事項は、土地の利用目的、取引価格などです。
- 届出書には、土地の図面などの他に土地売買等の契約書の写しを添付してください。
- 土地の利用目的が、公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合には、知事等が利用目的の変更を勧告することがあります。
- 地価が相当程度上昇している地域について知事等が注視区域を定めることがあります。注視区域になると、従来と同様に契約の締結前に届出が必要になります。

*一定面積以上の土地とは、イ. 市街化区域：2,000㎡以上、ロ. イ以外の都市計画区域：5,000㎡以上、ハ. 都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上の土地をいいます。合計すると一定面積以上になる一団の土地を分割して買う場合には届出が必要です。

(主な改正点)

	従 来	9月1日以降
届出を行う人	買主と売主	買主のみ
届出する時期	契約の6週間前	契約締結後の2週間以内
勧告事項	取引価格及び利用目的	利用目的

(総合企画部土地水対策課)

「インターネット一元受付」に関する研修会

8月12日(水)帯広市内にあるNTT帯広支店マルチメディア工房にて、十勝支部業務研修会が開催されました。この研修会は人数の関係上、3回に分けて開催されており当日はその最終日となっていました。

(総参加延人数 35名、当日参加人数 12名)

研修科目：「インターネット一元受付について」

- パソコンの機材について
- インターネットとは（プロバイダー、ID、パスワードなど）
- インターネットメール（作成、添付、圧縮、解凍など）
- ベリサイン社のデジタルID（考え方、トライアル版IDの取得）
- デジタルIDによる署名と暗号化・復号化
- デジタルIDの認証に関すること

13：30より、多種多様なパソコンを目の前にしてNTTの講師 鎌田鉄平氏による研修会が始まった。資料をもとにインターネットとはどのような概念かという説明の後、実際にパソコンに触ってみましょうというところからスタートとした。

その中で、実際にインターネットをつなげて北海道行政書士会のホームページを覗いてみたり、自分の興味のある項目へアクセスしたりしてパソコンを身近なものとして実感し、インターネットに必要な言葉や知識を説明して頂いた。

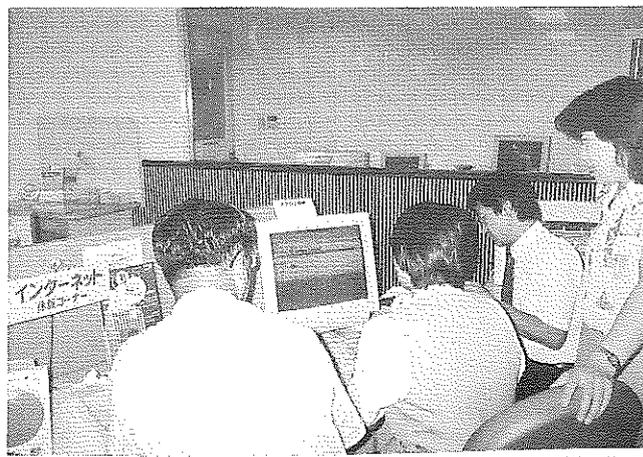
次にそれぞれのパソコンから他の人にメールを送る作業を行い、さらにインターネットのセキュリティという現段階での問題点の解説となった。そして、官公庁への書類提出の一方法としてパソコンによる申請が話題となって久しいが、未だ抱えている問題の一つであるセキュリティを解消する手段としてベリサイン社のデジタルIDを紹介し、実際にトライアル版に挑戦することとなった。

さらに、このデジタルIDの考え方は、近い将来、試験的に行われる建設省のインターネット一元受付をふまえて、まず、きちんと概念をおさえておくべきものであるとし、解説がなされた。

最後に十勝支部長の斎藤英雄氏より最近の行政書士に関連する電子申請等の状況報告等があり、今後の行



十勝支部パソコン研修会風景(1)



十勝支部パソコン研修会風景(2)

政書士の在り方としてまずはパソコンを使えること、そしてインターネットを活用して常に新しい情報入手する手段を身につけなければならないこと等、私達が明日からでもすぐに手をつけなければいけない問題があることを熱く語られ、会は終了した。



短時間の研修会にもかかわらず、体験する時間を十分にとり、又、代表の講師の他にマルチメディア工房にいる常勤の講師の方々が後ろで控えてくださったことにより、きめ細かく指導や助言をして頂き、個人のレベルにあわせて充実感ある研修会でありました。

さらに、この様な研修を業務多忙にもかかわらず準備された役員の方々の熱意とご苦勞に頭が下がる重いで帰路につきました。

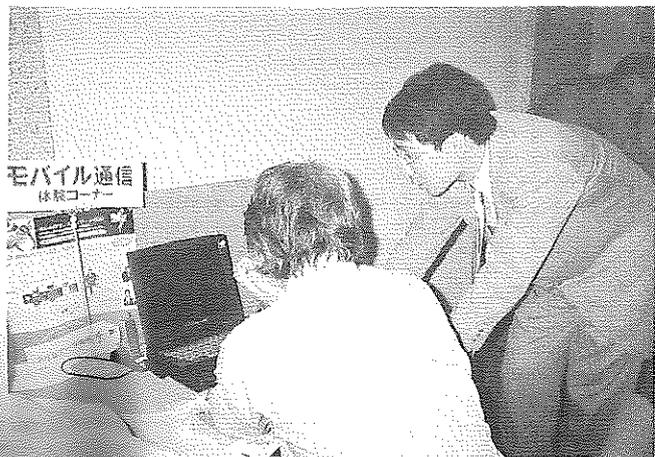
参加人数が多数にも関わらず、人数に入れてもらい取材させて頂きましたこと、又、業務多忙にも関わらず、お声を掛けて頂きました十勝支部の皆様には厚くお礼申し上げます。

又、同様の研修会が8月22日以降、苫小牧・函館等にも開催されており、各地の研修を開催された役員の方々等のご尽力に心より敬服の念を抱き、研修会の報告とします。

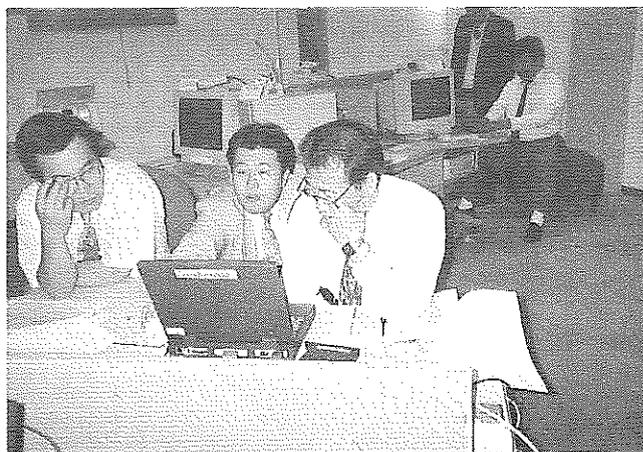
(取材・文責：佐々木ひとみ)



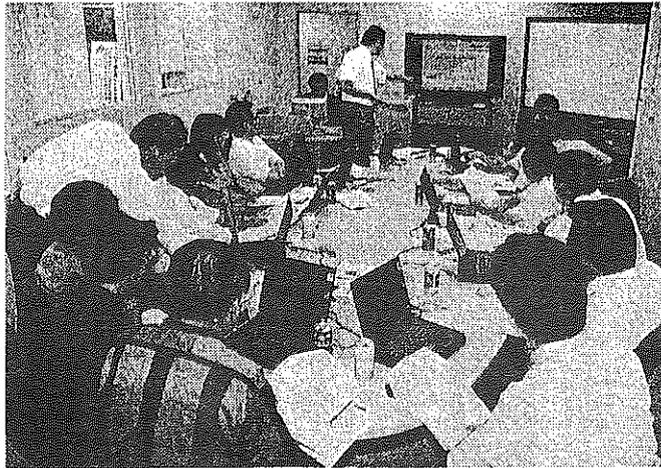
十勝支部パソコン研修会風景(3)



十勝支部パソコン研修会風景(4)



十勝支部パソコン研修会風景(5)



デジタルID取得を実験

行政書士会
苫小牧支部

パソコン研修会開く

各種申請の電子化へ デジタルIDなど学ぶ

北海道行政書士会苫小牧支部(玉木喜久子支部長)はこのほど、パソコン研修会をNTT苫小牧支店で開き、各種申請の電子化に向け、デジタルIDと文書の暗号化など基礎知識を学習した。

規制緩和の流れの中、申請や届け出による国民の負担を軽減するため、情報通信技術の発展を踏まえて手続きの簡素化、電子化が推進されている。既に郵政省が四月一日から物品の入札に関する資格申請を受け付け、建設省では十二月からインターネット二元受け付けをスタート。この動きを

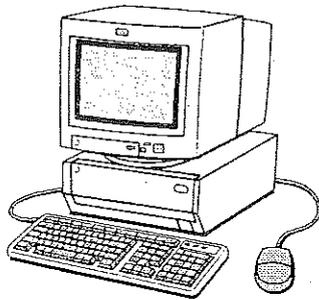
受け、手続きの代行業務を行う行政書士会苫小牧支部では、顧客のニーズに円滑に対応しようと、従来からパソコン研修を開催。今回は書いた人を証明することで、文書に信頼性をもたせる電子署名とセキュリティを確保する暗号化などについて研修し、十四人の会員が参加した。

まずは、インターネットなどを通じてパソコンに親しみ、基本操作を確認。続いて、電子申請に必要なデジタルIDなどについて学んだ。盗聴やなりすまし、改ざんなどの危険性を回避するため、インターネット

を通じてペリサイン社のデジタルIDを取得する方法を分かりやすく説明。さらに公開鍵暗号方式の仕組み

も紹介した。参加者には慣れない操作や横文字に戸惑いながらも、興味深げにパソコンに向かっていた。

また、同支部では日本行政書士会連合会による認証局の早期構築の必要性を強調。登録されている行政書士にのみ法的に裏付けのあるデジタルIDを発行することで、高いレベルでの証明が実現できるという。九月一日には全国の行政書士で構成された「インターネット行政書士協議会」が発足し、共同研究や情報交換を行う電子手続きなどの改善・要望の提言を行う方針で、同支部としても積極的に参画していく考えだ。



トピックス

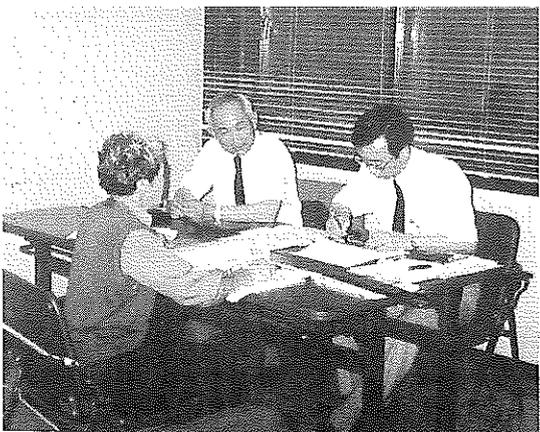
建設業相談員制度の風景

昨年より「建設業経営事項審査及び決算報告の審査業務の一部の受託」の具体化へ準備をすすめて参りましたが、ついに平成10年度実現となり、6月より各地でスタートしております。

平成10年8月12日、十勝支部でも帯広市内にある十勝支庁内にて建設業相談員が3名、来庁し相談業務を開始致しました。

受付件数9件というまざまざのスタートで、初日ということもあって多少の緊張感があったようですが、無事終了して皆さんほっとしております。

これからの皆様のご活躍ぶりも期待しております。お疲れさまでした。



ホツトインタビュー

経営事項審査の受付窓口業務を遺精建設部が一部を除き進行政士会に委託してから、一月余りが過ぎた。経営の委託は特定業務の外部委託という面に加え、行政のインフラ化という二重の意味合いを持つ。初めて公共業務を受託し、混乱はなかったのか、また、業務を受託するまでの経緯や今後の取り組みなどについて進行政士会の佐藤良雄会長に聞いた。



北海道行政書士会長 佐藤 良雄氏

月内にも再経審分契約

行政のコストダウンに寄与

「経営の窓口業務を受託するまでの経緯を、
もともと、行政士は民間企業や個人が行政に許可を申請する際のお手伝いをしていた。しかし、行政組織のスリム化の時代になつた。そこで、私たちが特に専門的に扱っている建設業の分野で、アウトソーシング(特定業務の外部機関への委託)してもらおうとお願いした。具体的には、一年半前から当時の土木部と経営や決算報告などの建設業の許可関係の窓口業務をお手伝いしたいと提案していた。最終的には約半年間、道と集中的に

日に契約し、六月から五月までの四ヶ月間業務を受けることになった。最初は、六月から五月までの間に、四ヶ月間業務を受けることになった。最初は、六月から五月までの間に、四ヶ月間業務を受けることになった。

「初めての公営の受託業務で心配はなかったが、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

者がいる。これらの業者は新経審で再度、受ける準備はなっている。ため七月から八月までの間に、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

者がいる。これらの業者は新経審で再度、受ける準備はなっている。ため七月から八月までの間に、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

「経営の窓口業務を受託するまでの経緯を、もともと、行政士は民間企業や個人が行政に許可を申請する際のお手伝いをしていた。しかし、行政組織のスリム化の時代になつた。そこで、私たちが特に専門的に扱っている建設業の分野で、アウトソーシング(特定業務の外部機関への委託)してもらおうとお願いした。具体的には、一年半前から当時の土木部と経営や決算報告などの建設業の許可関係の窓口業務をお手伝いしたいと提案していた。最終的には約半年間、道と集中的に

日に契約し、六月から五月までの四ヶ月間業務を受けることになった。最初は、六月から五月までの間に、四ヶ月間業務を受けることになった。

「初めての公営の受託業務で心配はなかったが、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

者がいる。これらの業者は新経審で再度、受ける準備はなっている。ため七月から八月までの間に、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

者がいる。これらの業者は新経審で再度、受ける準備はなっている。ため七月から八月までの間に、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

「経営の窓口業務を受託するまでの経緯を、もともと、行政士は民間企業や個人が行政に許可を申請する際のお手伝いをしていた。しかし、行政組織のスリム化の時代になつた。そこで、私たちが特に専門的に扱っている建設業の分野で、アウトソーシング(特定業務の外部機関への委託)してもらおうとお願いした。具体的には、一年半前から当時の土木部と経営や決算報告などの建設業の許可関係の窓口業務をお手伝いしたいと提案していた。最終的には約半年間、道と集中的に

日に契約し、六月から五月までの四ヶ月間業務を受けることになった。最初は、六月から五月までの間に、四ヶ月間業務を受けることになった。

「初めての公営の受託業務で心配はなかったが、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

者がいる。これらの業者は新経審で再度、受ける準備はなっている。ため七月から八月までの間に、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

「経営の窓口業務を受託するまでの経緯を、もともと、行政士は民間企業や個人が行政に許可を申請する際のお手伝いをしていた。しかし、行政組織のスリム化の時代になつた。そこで、私たちが特に専門的に扱っている建設業の分野で、アウトソーシング(特定業務の外部機関への委託)してもらおうとお願いした。具体的には、一年半前から当時の土木部と経営や決算報告などの建設業の許可関係の窓口業務をお手伝いしたいと提案していた。最終的には約半年間、道と集中的に

日に契約し、六月から五月までの四ヶ月間業務を受けることになった。最初は、六月から五月までの間に、四ヶ月間業務を受けることになった。

「初めての公営の受託業務で心配はなかったが、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

者がいる。これらの業者は新経審で再度、受ける準備はなっている。ため七月から八月までの間に、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

者がいる。これらの業者は新経審で再度、受ける準備はなっている。ため七月から八月までの間に、経緯のないことだけではない。実際には業務を行ってトラブル

「北海道建設新聞」より転載

10月は「労働保険適用促進月間」です！

労働保険 確かな安心 ゆくりの心

北海道労働基準局
北海道経済部

- ◆ 労働保険が昭和50年に全面適用となり、農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用する事業は必ず適用されることとなってから、本年で24年を迎えました。
この間、適用事業所数は毎年着実に増加しておりますが、小規模事業所の中にはまだ加入していない事業所も相当数残されている状況にあります。
- ◆ このような事業所に労働保険に加入していただくことは、雇用されている従業員の生活を守ることはもちろんのこと、保険の費用を広く分担することで、一人一人の保険加入の負担を増やさないためにも重要です。
- ◆ このため、労働省では毎年10月を「労働省保険適用促進月間」と定め、労働保険制度の意義や重要性について、広く事業主の皆様理解を深めていただくことにしています。
- ◆ だれもが避けたいと願っている「けが」や「失業」は、事業の種類や規模等によって多少の差はあるとしても、絶対に遭遇しないという保証はありません。
まだ加入の手続をしていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）で加入手続を行い、労働者が安心して働ける職場としてください。

平成10年8月付で文部省より下記のようなニュースが出ております。詳細を知りたい方は下記のホームページにアドレスをして下さい。

[<http://www.monbu.go.jp/news/00000272/>]

申請・届出の電子化について

「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づき策定された「電子化に対応した申請・届出の見直し指針」（平成8年9月2日行政情報システム連絡会議了承、平成9年7月18日改定）等を踏まえ、別添のとおり申請届出手続の電子化の実施について公表します。

お 知 ら せ

北海道在留手続協議会主催の 在留資格等の相談会を実施します

北海道在住の外国人を対象に日本滞在の期間の更新や国際結婚による在留資格の変更などについての、資格要件や申請書類の作成についてご相談をお受け致します。

相談会の日時と場所は下記のとおりです。相談される方の秘密は厳守致します。

なお、相談料は無料です。

記

- ★ 日 時 1998年10月2日(金) 午後1時～午後4時
- ★ 場 所 札幌市中央区北1条西3丁目札幌MKビル5F
札幌国際プラザコンベンションホール
- ★ 相 談 員 北海道在留手続協議会会員（北海道行政書士会所属会員）
英語の通訳者もおります

ご 相 談 の 主 な 内 容

- ※ 就労、留学等在留手続の更新や変更
- ※ 国際結婚の手続や配偶者の呼び寄せ
- ※ 永住や帰化許可の申請 などについてご相談をお受けいたします。

主 催 北海道在留手続協議会
共 催 財団法人札幌国際プラザ

在留手続業務研修会開催のご案内 北海道在留手続協議会

1. 日 時 11月6日金曜日 午後2時から5時まで
2. 場 所 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7
北海道中小企業会館2F
3. テ ー マ イ、入管行政にかかわる法改正について
ロ、「日本人の配偶者等」にかかわる申請実務の問題点
4. 講 師 札幌入国管理局審査部門担当官
5. 参 加 費 2,000円（当日徴収）
6. 申 込 み 10月30日金曜日まで下記事項記入のうえ、当協議会事務局までファックスにてお申し込みください。
記入事項：氏名、住所、電話番号、所属支部名
北海道在留手続協議会事務局（行政書士三澤事務所気付）
ファックス番号 011-592-9343

なお、研修会終了後「懇親会」を実施します。「懇親会」への参加を希望される方は、「懇親会参加」を明記のうえ、上記ファックス番号へお申し込みください。

当日、懇親会費として4,000円を徴収します。

適正に使用していますね

〈総務部〉

統一用紙の払いだし請求について

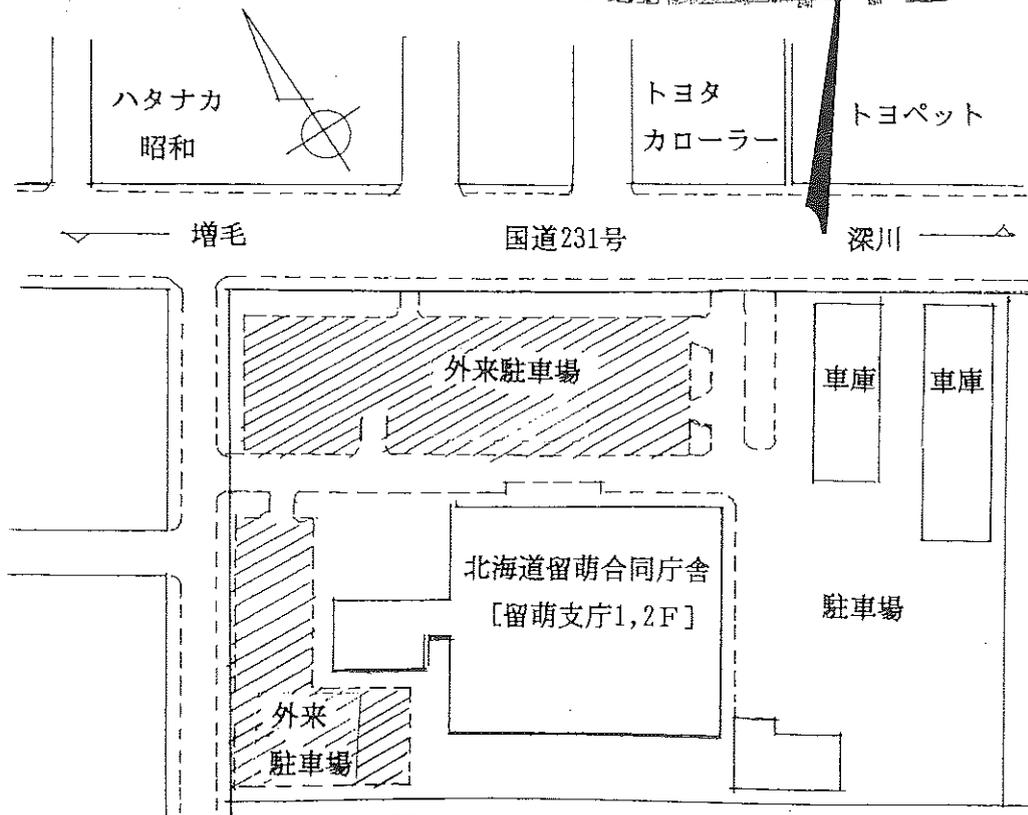
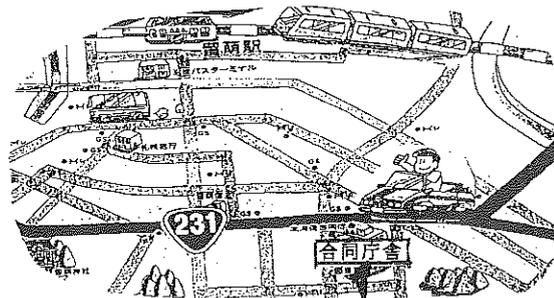
行政書士業務の重要性と公共性を十分自覚し、次のことに留意し厳格に取扱ってください。

- ◎ 「統一用紙」の使用が出来るのは、行政書士がその職務上必要な場合に限り認められているものです。
- ◎ クレジット会社や調査会社などからの依頼による単なる戸籍謄本や住民票の写しの請求は、職務上必要な場合とは認められませんので、「統一用紙」を使用出来ません。
- ◎ 請求にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の精神を尊重し、その取り扱いに慎重を期してください。
- ◎ 使用目的、提出先の記載に誤りがないよう確認して請求するとともに、交付を受けた「戸籍謄本及び住民票の写し」についても、守秘義務に反することのないよう注意してください。

情報コーナー

留萌支庁

留萌市住之江町2丁目65番地 駐車可能100台
〒077-0027 ☎(代)0164-42-1511



本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
10. 8. 11	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
10. 8. 12	21世紀の行政書士像研究委員会	13:30~17:00	同上
10. 8. 20 21	全道新入会員研修会	20日 13:00~19:00 21日 9:00~13:30	北農健保会館
〃	第1回経理部会	20日 13:30~17:00 21日 9:30~12:30	本会役員室
10. 8. 21	第4回常任理事会	14:00~18:45	同上
10. 9. 8	会報編集委員会	14:30~17:30	同上
10. 9. 11	行政書士登録調査委員会	13:30~15:00	同上
10. 9. 14	第2回正副会長会議	15:30~17:30	同上
〃	顧問、名誉会長会議	18:00~20:00	ホテルアーサー
10. 9. 17	会報編集委員会	14:00~17:00	本会役員室

支部のうごき

支部	開催年月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修種別
札幌	10. 4. 21	(札幌市) 札幌市民会館	<ul style="list-style-type: none"> 希望ナンバー制について 行政書士専用紙(車庫証明申請用)について 	札幌陸運支局 先任自動車登録官 桜井 十九男 登録部門担当官 佐藤 博之 本会 監察部長 深貝 亨	56	一般
	10. 5. 18	(札幌市) かでの2.7	<ul style="list-style-type: none"> 建設業決算報告書記載要領について 経営事項審査申請実務について(7月1日からの改正点を含む) 	石狩支庁建設指導課 指導審査係長 工藤 勝則 主 事 武田 潤	98	一般
	10. 6. 12	(札幌市) かでの2.7	<ul style="list-style-type: none"> 債権保全としての各種契約、公正証書作成について 定款作成、確定日付、その他について 	札幌公証役場 公証人 吉本 俊雄	70	一般
函館	10. 6. 12	(函館市) 函館パークホテル	<ul style="list-style-type: none"> 相続・贈与と税制について 	函館支部 根本 栄治	22	一般

支部	開催年月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修種別
小樽	10. 6. 22	(小樽市) 小樽生涯学習プラザ	・借地借家法の理論と実践について	小樽公証役場 公 証 人 傳法谷 弘	14	一般
	10. 8. 23 ～24	(小樽市) ホテル天望閣	・相続の一般常識について ・不動産、財産の評価について	小樽支部 理 事 齋 藤 晃 司	14	一般
留萌	10. 5. 10	(留萌市) ニューホテルカクセン	・小額訴訟の手続について	留萌簡易裁判所 庶務課長 水 戸 康 博	9	一般
宗谷	10. 7. 23	(稚内市) 稚内社会保険事務所	・私たちの健康保険と医療費について ・算定基礎届の提出について ・厚生年金保険の受給について ・雇用保険と年金の併給調整について	稚内社会保険事務所 業務第1課長 小笠原 健 作 同 上 同 上 業務第1係長 杉 谷 浩 一 同 上	6	一般
苫小牧	10. 8. 22	(苫小牧市) NTT苫小牧支店	・電子申請と電子認証について ・インターネット接続及び電子メールの送受信等について	苫小牧支部 副支部長 佐 藤 文 則 NTT ビジネスソリューション担当 笹 枝 大 展	11	一般
十勝	10. 7. 29	(幕別町) 幕別町百年記念ホール	・新経審について	十勝支庁建設指導課 主 任 堀 克 典	42	一般
釧路	10. 7. 1	(釧路市) 釧路支庁	・経営事項審査の基準の改正について	釧路支庁建設指導課 主 任 越 智 喜 久 子	12	一般

補助者届

— 総務部からのお願い —

- 行政書士法施行規則第5条の規程により、補助者を置いたとき、補助者を置かなくなったときなどには、届け出なければなりません。
- 平成6年10月26日現在、既に届け出をしていた補助者については、平成9年10月25日をもって効力がなくなっています。
- 前記事項を確認し、必要な場合には、所要の届け出をして下さい。
なお、詳しくは本会会報、平成9年7月号(17頁)及び9月号(17頁)を参照して下さい。

表紙の ことば

釧路・幣舞橋



原田康子原作の「挽歌」で一躍有名になった霧の街釧路は、冬季を除き情緒のある街としても知られています。特に中心を流れる釧路川に懸かる幣舞橋は、観光客が必ずといってもよく立ち寄る所でもあります。

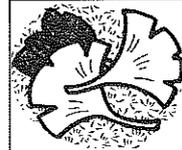
長い間親しまれてきた四代目幣舞橋を現在の橋に架け替えの際、市民からの声により、道東の四季をテーマにした「四季の像」が現代日本の彫刻界を代表する作家四氏に依頼し作られました。「春」は船越保武氏、「夏」は佐藤忠良氏、「秋」は柳原義達氏、「冬」は本郷新氏の作品です。(像の高さはいずれも2.3m)

(写真・文 編集委員 佐々木ひとみ)

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌(西区)	2846	林 晃	10.7.27
旭川	3159	佐々木 憲子	10.8.31
函館	3493	長瀬 幸夫	10.9.6



編集後記

*帯広の業務研修会に参加させて頂き、又様々な方と交流することができました。お忙しい中、研修会の準備をすすめられている諸先生たちには本当に頭が下がる思いでした。それぞれの地域で根を下ろし、地道に活動されている方々がいるからこそ、私達が更に業務を発展していけるのだと改めて認識致しました。私達に出来ることと言えば、皆さんの活動をこのように文章にしてお伝えすることしかありませんが、なんとかつたない文章力で「熱意」や「思い」を表現出来ればと考えております。今回は本当にご協力ありがとうございました。

*新人研修会の取材も毎年のことながら参加される方々の熱気を感じます。参加される方も長時間の研修で大変でしょうが、講師をされる諸先生達も本当に大変だなぁと思います。2日間にわたる長時間の研修本当にお疲れさまでした。

新人会員の方たちは(私も含めて)これをバネに頑張れることが非常に多いので、今から来年の研修会も楽しみにしている私です。

*ペンは剣よりも強し、といいますが言葉の暴力には気をつけなければいけないですね。薬物混入事件が随分と取り沙汰されておりますが、中には、「いじめ」が潜んでいるものや、狂言もあるらしく、このような事件が続くこと自体が社会が病んでいる証拠のような気がします。心と心のやりとりがなく、きちんとしたコミュニケーションがとれないまま、形だけが先行していく人間関係はいつか破綻するような気がするのですが...

どんな時でも「相手を思いやる心」。これだけは忘れないようにしなければなりません。



'98. 9. 第 228 号

平成10年 9月25日発行

発行人 佐藤 良 雄
 編集人 河上 隆 寿
 編集委員 芳賀 啓 夫
 編集委員 佐々木 ひとみ
 編集委員 水野 佳 朋
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階
 TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
 郵便番号 060-0001
 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
 取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
 北洋銀行本店(普0742651)
 札幌銀行本店(普 389444)
 振替口座 02730-0-8224番